

# 札幌市一般廃棄物収集運搬業許可証

札幌一廃抜根許可 第 83号

住所 札幌市東区北32条東6丁目3番1号

氏名 有限会社丸正北海総業  
代表取締役 田坂 優英

札幌市長 秋元 克広



(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許可の年月日 平成 5年 7月 5日  
許可更新の年月日 令和 7年 7月 5日  
許可の有効年月日 令和 9年 7月 4日

事業の範囲

伐採物・抜根等の収集運搬に限定

営業の区域 札幌市

許可の条件 なし

許可の更新の状況			市長印
許可更新の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
許可更新の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
許可更新の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
許可更新の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
許可更新の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日

# 書換交付

年月日：令和 8年 3月 2日

事由：申請者住所の変更による再交付

※ この処分について不服がある場合は、この許可証を受取った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この許可証を受取った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。